

## ふるさと納税に関するQ&A

ここにはない質問も、気軽にお問い合わせください。

### 寄附の条件について

[Q1. 少額でも寄附できますか？](#)

[Q2. 個人住民税から寄附金税額控除がされない条件は？](#)

[Q3. 1年に1回しか寄附できませんか？](#)

[Q4. 家族が寄附した分もまとめて申告できますか？](#)

### 申告する場所・方法について

[Q5. どの税務署に確定申告すればいいですか？](#)

[Q6. 個人住民税の申告はどこにすればいいですか？](#)

[Q7. 確定申告と住民税の申告は両方しなければならないですか？](#)

### その他

[Q8. 寄附した場合、いつの税額に反映されますか？](#)

[Q9. 法人が寄附した場合の寄附金控除額の計算方法は？](#)

### 寄附の条件について

**Q1** 少額でも寄附できますか？

A. 狛江市では寄附いただく金額等に制限はありません。

ただし、1年間の寄附金額が2,000円以下の場合、個人住民税の税額控除の適用ができません。

また、1年間の寄附金額が5,000円未満の場合、記念品の贈呈はありませんのでご注意ください。

**Q2** 個人住民税から寄附金税額控除がされない条件は？

A. 下のいずれかに該当する方は個人住民税から寄附金税額控除がされません。

(1) 1年間の寄附金の合計額が2,000円以下の方

(2) 個人住民税の所得割が非課税の方

**Q3** 1年に1回しか寄附できませんか？

A. 寄附回数の制限はありません。

複数の都道府県や市区町村に寄附をした場合は、その合計額が個人住民税からの寄附金税額控除の計算対象となります。

ただし、控除の対象となる寄附金額は所得金額に応じて上限があります。

#### Q4 家族が寄附した分もまとめて申告できますか？

A. 税額控除として申告できるのは実際に寄附をした方（受領証・領収書などにお名前が記載されている方）のみです。

狛江市に寄附をしていただいた場合、こまえ応援寄附金申出書等に記載されたお名前でご判断いただきますのでご注意ください。

## 申告する場所・方法について

#### Q5 どの税務署に確定申告すればいいですか？

A. 所得税については原則現在お住まいの住所が基準になります。

お住まいの住所によって管轄の税務署が変わりますので国税庁ホームページでご確認ください。

#### Q6 個人住民税の申告はどこにすればいいですか？

A. 個人住民税は1月1日の時点でお住まいの市区町村で課税されます。

現住所ではなく、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市区町村に申告してください。

#### Q7 確定申告と住民税の申告は両方しなければならないですか？

A. その必要はありません。

確定申告をする方は、確定申告をすることで課税される市区町村に連絡がいくため、住民税の申告は不要です。

確定申告をする必要がない方は、個人住民税の申告のみ必要となります。

また、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告をする必要のない方で、ワンストップ特例制度の適用を受ける場合は、確定申告・住民税の申告ともに不要です。

## その他

#### Q8 寄附した場合、いつの税額に反映されますか？

A. 今年中（1月1日～12月31日）に寄附していただくと、所得税は今年の方に、個人住民税は翌年度の

分に反映します。

ただし、ワンストップ特例制度の適用を受ける場合は、所得税寄附金控除相当分を含めて個人住民税の翌年度分に反映します。

## Q9 法人が寄附した場合の寄附金控除額の計算方法は？

A. 法人税額の算定上、寄附を支出した事業年度で寄附金額の全額を損金算入することができます。

※他の法人等への寄附金は、全額が損金算入されない場合があります。

法人税法上、法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損益の額を控除した金額となります。

よって、全額損金算入された寄附金額だけ、法人税法上の申告時の課税所得額が減額されることとなります。

詳細は、下記リンク先をご覧ください。

- 【国税庁ホームページ】[寄附金を支出したとき（所得税・法人税について）](#)
- 【総務省ホームページ】[ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制（住民税について）](#)